



平成30年第9回総会

会 議 録

期日 平成30年9月28日

場所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

第9回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成30年9月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	46	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	47	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	48	農地転用事業計画変更申請の承認について
5	49	農地法第5条許可申請について
6	50	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 補欠委員の議席について
		3. 会議録署名委員の指名
		4. 開 議
		5. 会期について 日程第1号
		6. 議案上程 日程第2号～日程第6号
		7. 提案理由の説明、質疑
		8. 討論、表決
		9. 閉 会
		10. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進員別
会長	1 番	沖 園 強	農業委員
	2 番	原 田 克 子	農業委員
	3 番	俵積田 広 昭	農業委員
	4 番	眞 茅 文 男	農業委員
	6 番	水 野 正 子	農業委員
	7 番	楠 義 文	農業委員
	8 番	天 達 範 隆	農業委員
	9 番	中 原 敬 彦	農業委員
会長代理	1 0 番	畑 野 真 人	農業委員
	1 1 番	篠 原 正	農地利用最適化推進委員
	1 2 番	俵積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

5 番 鮫 島 裕 次 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下 山 健 一
主幹兼農地係長 永 江 靖 博
農地係参事補 前 原 光 博

午前9時30分 開会

議長 平成30年第9回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、補欠委員の議席についてお諮りします。

楠義文委員の議席は、前任者の議席であった7番にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、楠義文委員の議席は、7番に決定しました。

次に、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4番眞茅文男委員、6番水野正子委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第46号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

議案書は1ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号47号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

整理番号48号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん、利用権設定をした者〇〇〇〇さんです。

内訳につきましては田、畑が各1筆で合計672㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定に基づいて通知がありましたので、ご審議くださるようお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号47号及び48号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 3 号議案第 47 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

議案書は 2 ページになります。

名簿登録番号宝寿庵 1 号、〇〇〇〇さんは、甘しょ複合型の農業を営んでおり、経営面積は 160a で、農業労働力は 2 名です。

この方は、農業経営改善計画認定審査会において、計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受け等候補者名簿に新規登載するものです。以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 3 号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 4 号農地転用事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地転用事業計画変更申請は 1 件で、当初転用事業者による事業計画の変更に関する申請です。

整理番号 2 号

整理番号 2 号の申請地は火之神北町〇〇番です。

日程第 5 号議案第 49 号整理番号 25 号の 5 条転用許可と同時申請になります。

申請地は、当初許可後、整地し、敷地内の既に転用許可済みの部分と一体で鯉節製造工場施設として利用されています。また、一部は二階建住宅を建築し、研修生寮として利用されています。

事業計画の変更理由は、平成 29 年 12 月 5 日付け受けた許可では、薪置場・通路として利用する計画でありましたが、諸般の事情である外国人研修生のパーソナルスペース規制に違反していたことが判明しましたが、現住居の増築や研修生 9 人用の広さを担保する住居を探すことが難しかったことから、一部を研修生寮として利用し、既に戸建て住宅を建築していたものであります。残りは薪置場として利用する計画であり、申請人が当初計画の転用目的の遂行に加えて実習生寮の建築も併せて、事業計画の見直しを行ったため、申請するものであります。

住宅建築にあたっては、申請地の境界には既存ブロック積が施されており、境界

より0.5m以上控えて建築されております。なお、事前着工部分については、始末書が添付されております。

現在は、整地され、境界に側溝を設置し、薪置場・通路として利用予定であり、また、一部は、既に、研修生寮として利用されており、事業計画の実現は確実と思われれます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 次に、調査員から、調査結果の報告並びに補足説明をお願いします。

俵積田広昭委員をお願いします。

3番（俵積田広昭委員）整理番号2号について、事業計画変更申請についての説明を申し上げます。

9月18日に畑野委員、桑原推進員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

事業計画の転用目的を薪置場及び通路として転用許可を受けたが、一般住宅・外国人実習生寮を建築しました。

当初、転用事業者から事業計画を変更する申請であります。

資金調達計画も適正であり、事業計画の実現も確実と思われれます。

変更後の転用計画は、当初の薪置場と同規模であり、周辺の農業等に対する影響は変更前と同程度と思われるので、問題のない申請ではないかと思われれます。

二度とこのようなことがないように、嚴重注意してまいりました。

以上です。

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地転用事業計画変更申請の承認については、申請のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は8件で、所有権の移転に関する申請が5件・使用貸借権の設定が3件です。

整理番号25号

整理番号25号の申請地は火之神北町〇〇番の一部、畑、2,496㎡のうち396㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、会社役員です。

転用目的は薪置場・通路・実習生寮です。

申請人が、法人へ工場敷地として使用貸借権を設定する申請です。

申請事由は、「隣地で鯉節製造業を営んでいるが、既存の薪置場が手狭になった

ことや実習生寮を確保する必要があり申請地に増設したい。」とのことです。

日程第4号議案第48号整理番号2号の事業計画変更と同時申請になります。
整理番号25号の申請地は、4ページに掲載してあります。

申請人が代表取締役を務める株式会社〇〇〇〇工場東側に隣接しています。
農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

申請地は第1種農地と判断されますが、既存敷地面積が6,276.78㎡で今回申請地面積が396㎡で、拡張面積が既存敷地面積の2分の1の3,138㎡未満となるため、不許可例外の既存施設の拡張に該当します。

転用目的は薪置場・通路の拡張及び実習生寮の増築であり、また工場周辺は農用地区域の指定がされており代替地は存在しないため、致し方のない申請ではないかと思われま。

計画内容は、薪コンテナ42個分の薪置場及び通路の増設、実習生9人の居住可能な高さ7.2mの2階建住宅の増築です。

計画面積は396㎡で問題のないものと思われま。

薪置場への転用にあたり、境界にはブロック積みを設けます。

なお、申請地は平成29年12月に薪置場及び通路で転用許可を受けましたが、申請地の一部142㎡に実習生寮を平成30年5月に建築しており、「申請が事後になりましたことを深く反省するとともに、今後、こうしたことのないよう十分注意する」との始末書が添付されております。

無断転用ではありますが、周囲の農地にこれまでも、被害を及ぼしたこともありま。

整理番号26号

整理番号26号の申請地は塩屋北町〇〇番、畑、512㎡です。

借人は〇〇〇〇さん、公務員です。

貸人は〇〇〇〇さん、無職です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の父です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、実家住まいのため、申請地に自宅を新築したい。」とのこと

です。
申請地は9ページに掲載してあります。

塩屋北町・柳田運送から西側約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第3種農地と判断しま。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま。

計画面積は512㎡であり、基準である500㎡を超えておりますが、南側の接している道路において、建築基準法より建物を建築する際、道路中心から2m確保する必要があります、境界より50cm控えて建築しなければならないことから、その部分

は一般住宅として利用できないため、有効面積は 491.28 m²であり、500 m²以下となり、問題ないものと思われます。

一般住宅転用にあたり、20 cm程度の盛土を行いますが、周囲の境界には、既存のブロック積が施されております。

建物は高さ 6.0 mの戸建て住宅であり、農地境界から 1.5 m以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号 27 号

整理番号 27 号の申請地は中央町〇〇番、畑、444 m²外 3 筆、合計 1,118 m²です。

借人は〇〇〇〇さん、農業です。

貸人は〇〇〇〇さん、農業です。

使用貸借権の設定です。

貸人は借人の妻です。

転用目的は太陽光発電施設及び駐車場です。

申請事由は、「申請地に太陽光パネルを設置し、太陽光発電売電施設として活用するため。」とのことです。

申請地は、11・12 ページに掲載してあります。

計画内容は太陽光パネル (360 枚) 49.5 kw の設置及び普通自動車 3 台分の駐車場です。

南海自動車学校から東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

面積も 1,118 m²に 1 m×1.3 m の太陽光パネル 360 枚及び普通自動車 3 台分の駐車場を設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については 1 mの盛土を行いますが、周囲にはフェンス及びブロック積、高さ 30 cmの畦畔、南側境界には水路、東側に集水枥を設けます。

パネル高は 1.2 m のこととあります。

なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号 28 号

整理番号 28 号の申請地は桜山本町〇〇番、畑、193 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は宅地拡張(家庭菜園)です。

申請事由は、「隣接する土地と一体で、住居を購入する予定であり、申請地を家庭菜園として利用したいため。」とのことです。

計画内容は取得する土地を家庭菜園として利用し、美人草などを植えるとのこと

です。

整理番号 28 号の申請地は、14・15 ページに掲載してあります。

松下公民館から北側〇〇mに位置しています。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1 haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画面積は 193 m²で問題のないものと思われます。

申請地北側及び西側は宅地、東側及び南側は道です。

宅地の一部としての家庭菜園への転用にあたり、整地のみで、建物の建築もありません。

周囲境界には土留めが既に施されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号 29 号

整理番号 29 号の申請地は妙見町〇〇番〇，畑，387 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，無職です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，自営業です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在,市営住宅に住んでいるため,申請地に自宅を建築したい。」とのことです。

申請地は、17 ページに掲載してあります。

妙見町・瀬崎機械から東側約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は申請地南側に位置する基盤整備地区に接続しており農地の集団面積が 10ha 以上となるため第 1 種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね 55m 以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。

計画面積は 387 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、造成は,現状のまま、整地のみですが、北側及び西側は、既存のブロック積が施してあり、南側は草花や張芝により法面保護を施します。

建物は高さは 5.3 m の平屋であり、農地境界より 1.5 m 以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

整理番号 30 号

整理番号 30 号の申請地は寿町〇〇番，畑，209 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は駐車場・物置・家庭菜園です。

申請事由は、「道路向かいの土地に居住しているが、スペースがないため、申請

地を駐車場、物置、家庭菜園として利用したい。」とのことです。

申請地は 19 ページに掲載してあります。

寿町コスモス枕崎店北西約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m 以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

計画内容は軽自動車 1 台分の駐車場及び物置の設置・家庭菜園としての利用です。計画面積は 209 m²で問題のないものと思われま

す。駐車場・物置・家庭菜園への転用にあたり、駐車場・物置部分は南側道路と同じ高さにするため、1 m の盛土を行い、表面はコンクリート敷きされております。また、スロープを設けて、家庭菜園へ出入りができるようにしてあります。東側境界には既存の擁壁、南側にはブロック積を施してあります。

本件申請地の一部は、申請人が平成 27 年 5 月に、譲渡人より申請地を借り受け、了承を得たうえで、駐車場及び物置を整備していたもので、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「農地法を知らずに、駐車場及び物置として、利用していたことを反省するとともに、このようなことがないよう深くお詫びします。」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

整理番号 31 号の申請地は栄本町〇〇番〇、畑、23 m²外 2 筆、合計 129 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、建設業件農業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職外 2 名です。

転用目的は通路です。

申請事由は取得予定の農地へ入る車両の道幅を確保するため、申請地を取得して利用するためとのことです。

今回、申請する農地 3 筆、内 2 筆は一部分筆しますが、転用許可済の公衆用道路 2 筆及び里道を一体利用で、通路を整備します。なお、分筆された農地は譲受人の取得予定であります。

申請地は、21・22 ページに掲載してあります。

栄本町・井上工業より南側へ約〇〇mに位置しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第 1 種中高層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第 3 種農地と判断します。

計画面積は 129 m²であり問題のないものと思われま

す。

転用目的は通路です。通路への転用にあたり、里道と同じ高さにするため、南側 1 m の盛土をしますが、

擁壁及びブロック積を施します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

整理番号 32 号

整理番号 32 号の申請地は栄本町〇〇番，畑，346 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，会社員外 1 名です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は，「現在，借家住まいのため，申請地に自宅を新築したいため。」とのことです。

申請地は 24 ページに掲載してあります。

今回，申請地の外に，雑種地及び分筆した里道を取得し，一体利用で，一般住宅を建築します。なお，分筆された里道は平成 30 年 7 月に払い下げ協議済みです。

栄本町・井上工業より南側約〇〇m に位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 346 m²で問題ないものと思われま。

一般住宅への転用にあたり，造成は，現状のままで，整地のみですが，周囲には，既存のブロック積を施します。

建物は高さ 3.6 m の平屋であり，周囲土地から 1.2 m 以上控えて建築します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず，整理番号 25 号から 28 号について，俵積田広昭委員をお願いします。

3 番（俵積田広昭委員）整理番号 25 号について報告します。

9 月 18 日，事務局の前原さん，畑野委員，推進委員の桑原委員と〇〇〇〇さん立会いのもと，現地確認を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりですので説明いたしません。

周辺は，北側と東側が市道，南側と西側が鯉節工場敷地で，隣地に農地はありません。

汚水については南側の水路に排水するとのことです。

周辺の農地に被害の恐れは無いため，やむを得ない申請ではないかと思われま。

整理番号 26 号について報告いたします。

これも 9 月 18 日，事務局の前原さん，畑野委員，推進委員の桑原委員と現地調査を行いました。

これも申請地は事務局の説明のとおりですので説明いたしません。

周辺は南側は市道，東側と西側は住宅で，北側は雑種地と農地です。

侵入口となる申請地北側以外にはすべてブロックが積まれており，北側の農地よ

り 1 m50cm 離れてるため、農地への被害の恐れはありません。

低層住宅専用地域なので、隣接地の境から十分控えて建築工事をいたします。
建物の高さが控えてあるので農地への被害はありません。

雨水については西側の水路、汚水については下水道に排出するとのことです。
被害防除計画も十分で、周辺の農地に被害の恐れはないため、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号 27 号について報告いたします。

これも 9 月 18 日、事務局の前原さん、畑野委員、推進委員の桑原委員と現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりですので説明いたしません。

周辺は東側は市道、北側と西側は住宅と農地です。南側は住宅です。

申請地の入り口は駐車場にするとのことです。

周辺はブロック積みされており、盛土を 1 m して、防御柵を設けるとのことです。

隣接地に農地がありますので、農作物に被害を与えないように境から十分離して設置します。

雨水については溜め枡を作り、東側の側溝に流すとのことです。

周辺の農地に被害の恐れはないため、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号 28 号について報告いたします。

9 月 18 日、事務局の前原さん、畑野委員、推進委員の有村さん、譲受人の立会

いのもと、現地確認を行いました。

申請地の説明は事務局のとおりです。

周辺は東側と南側は市道、北側と西側は住宅です。

申請地は現状のままで、周辺に農地はなく、被害を及ぼすことはないと思いま

す。家庭菜園として利用するため、何ら問題ないと思われま

す。美人草を栽培するとのことです。

雨水については自然流下で、土や石など流出しないように厳重注意してまいりま

す。以上です。

議長 次に、整理番号 29 号から 32 号について、畑野委員お願いします。

10 番（畑野委員）整理番号 29 号について報告いたします。

調査日、調査員については整理番号 25 号から 27 号までと同じです。

推進員につきましては有村委員です。

立会人は〇〇〇〇の〇〇さんです。

申請地は事務局の説明のとおりでございます。

転用目的は一般住宅です。

申請地東側と南側は市道、西側は宅地と農地、北側は農地です。

農地については甘しょ畑でございました。

申請地は現状のままで整地し、北側と西側にはブロック積みを施してございま

生活排水については合併浄化槽を通じて南側市道側溝へ放流いたします。
建物は平屋建てでございまして、西側と北側の農地は2 mくらい空けて、日照通風に支障を及ぼす恐れはございません。

被害防除計画も示されており、やむを得ない申請ではないかと思えます。

次に、整理番号 30 号について報告いたします。

調査日、調査員は同じです。

推進員も有村推進員です。

立会人は、譲受人本人です。

申請地は、事務局の説明のとおりでございます。

転用目的は、駐車場・物置・家庭菜園です。

申請地の北東側は雑種地、北西側は側溝、南東側は市道、南西側は農地ですが、年に2回ぐらいの草刈りを申請地と一緒に譲受人がされているということでございました。

駐車場と物置については、既に工事をして使用しておりまして、始末書が出ております。

今後こういうことがないように、十分注意するよう伝えてまいりました。

申請地は現状のままで利用して、雨水については北西側の側溝と自然流下です。

物置も小さいサイズでございまして、周辺農地への日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除計画も示されておりまして、やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に、整理番号 31 号について報告いたします。

調査日、調査員は同じです。

推進員につきましては桑原推進員です。

立会人は、行政書士の〇〇さんと譲受人の〇〇〇〇さんです。

申請地は、事務局の説明のとおりです。

転用目的は通路です。

市道から畑へ入るための通路として、隣接する〇〇、〇〇と公衆用道路と里道を一体として利用する必要があり、やむを得ず申請地を候補地としたということでございます。

申請地〇〇と〇〇番は盛土を行い、境界に側溝を設ける計画でございます。

申請地〇〇と〇〇の公衆用道路と境界も側溝を設置いたします。

建物・工作物を設置しないため、日照通風等支障はございません。

やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に、整理番号 32 号について報告いたします。

調査日、調査員は同じです。

推進員につきましては桑原推進員です。

立会人は、行政書士の〇〇さんです。

申請地は、事務局の説明のとおりです。

転用目的は一般住宅です。

申請地の西側は住宅，南側は道路，東側も道路，北側も農地でございますが，境界にはブロック積みをすでに施しております。

建物は平屋建てでございます，周辺農地への日照通風等支障を及ぼす恐れはないと思われま。

生活排水については，公共下水道を利用する計画です。

雨水については，溜め枡により放流する計画です。

被害防除計画も示されておまして，やむを得ない申請ではないかと思われま。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号25号から32号までの8件については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めま。

よって，議案第49号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めま。

事務局 日程第6号議案第50号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

議案書は25ページからになります。

大字，字，地番，地目，面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号131-1号から143-3号の利用権設定を受ける者，〇〇〇〇さん外12名，利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外41名で，設定面積は田が6筆の2,554㎡，畑が49筆の43,936㎡，樹園地が5筆の5,590㎡，計60筆52,080㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号18号，譲渡人は大阪市にお住いの〇〇〇〇さん，譲受人は〇〇〇〇です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は947㎡です。

整理番号19号，譲渡人は茅野町にお住いの〇〇〇〇さん，譲受人は下松町にお住いの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は142㎡です。

以上の内容は，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号131の1号から143の3号まで、及び所有権移転の整理番号18号及び19号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第50号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前10時10分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強

会議録署名委員 眞茅 文男

会議録署名委員 水野 正子
